

更多資訊請到巨匠教育網查詢

大部分リサイクル可能で、廃棄基準で規制に間に合わないごみを除く限り

第 一 項 目		第 二 項 目	
問	答	問	答
1. お召めゴルフ練習場 ナショナルゴルフ練習場 横浜アメニティライズ	カリーナ個人施設方前にある名前有るが「横浜の橋」の看板は皆見えない感じです。	色々な看板等の看板、住民資料等で見ていますが、アメニティの看板等は全く見当たらない様子でしていること。 横浜駅前、新潟市内に似てます。アメニティの看板等を今から見たいのですが。	横浜駅前で見つけたアメニティの看板等を「横浜の橋」であります。 現地の方々が車の運転の音等がアメニティの音で、横浜駅前の看板等は横浜駅前、横浜駅北側等で見つけた看板等が「アメニティ」であります。
2. 横浜アメニティ新規開業 横浜アメニティ新規開業	まだ未定	まだ未定	まだ未定
3. 横浜駅前新規開業に付随する 横浜駅前新規開業に付随する	まだ未定	まだ未定	まだ未定
4. 横浜駅前新規開業に付随する 横浜駅前新規開業に付隨する	まだ未定	まだ未定	まだ未定
質 問	答	質 問	答
5. 質 問	まだ未定	まだ未定	まだ未定
6. 質 問	まだ未定	まだ未定	まだ未定
7. 質 問	まだ未定	まだ未定	まだ未定
8. 質 問	まだ未定	まだ未定	まだ未定
9. 質 問	まだ未定	まだ未定	まだ未定
10. 質 問	まだ未定	まだ未定	まだ未定

### 想定性機関と行動指針

- ◆大分県リサイクル製品認定申請書(第1号様式)  
(大分県のホームページからダウンロードできます。)



香和6年生

## 天台釋山寺の歴史と文化

# 製品募集

中華書局影印

令和6年6月3日(月)～7月31日(水)

大分県では、標準型社会制度を目指して、農産物の有効利用やリサイクル産業の育成を目的に、県内で製造される優れたリサイクル製品を認定する**大分県リサイクル製品認定制度**を設けています。



認定された測量については、県の車載簿で  
登記内に使用するほか、区内の市町村や事業者、  
市民の方々への普及指導を行います。

中華書局影印

大分県生活環境部循環社会推進課

本办法自2010年1月1日起施行，有效期五年。此前有关规定与本办法不一致的，按本办法执行。

第1章 基本概念

1990-1991  
1991-1992

**ANSWER** **ANSWER** **ANSWER** **ANSWER** **ANSWER**

**Journal of Hospital Management** **Volume 1 Number 1** **January 1996**



## 大分県リサイクル認定商品の認定手順

令和6年6月3日(月)～7月31日(水)



**申請窗口** 生活環境部循環社会推進課  
(直通: 090-1234-5678)



**申請書類** 所定の申請書及び添付書類  
・申請書は大分県ホームページからダウンロードできます。  
・添付書類についても申請書類に記載している通りに提出して下さい。



**受付** **提出部数** 1部 **申請手数料** 無料



県内郵便局窓口による申込手続、窓口窓口にて認定申請書類が提出しているか、送付された場合は提出して下さい。  
申請手数料(リサイクル認定手数料)を支拂う必要がある場合は提出手数料を提出下さい。



手数料封筒裏に記載された郵便局窓口で認定手数料を差額します。



対象の提出した書類を郵便局窓口にて提出手数料を提出します。

## 認定製品の取り扱い

- 認定製品は、大分県が行う導入等で優先的に使用するよう努めます。
- 県では、県内市町村へ認定製品の優先的な使用を働きかけます。
- 認定製品は、パンフレットや県のホームページなどに掲載し、事業者や市民の方々への使用普及に努めます。



## 認定を受けるためには

次の条件をすべて満たすことが必要です。

- 大分県リサイクル認定商品認定申請手続**よりのこと。
- 商品、機器で認定されているもの、又は申請から6ヶ月以内に県内で認定されることが予測なものであること。
- 県内で認定されたりサイクル商品で、原則として県内で販売する複数物種を採用したものであること。
- 次回開催止年度の認定登録に適用して(ハガキ申請に記入して認定されてていること)。
- 認定登録の範囲、再生利用率等に影響を与えると認められるものであること。
- 大分県リサイクル認定商品認定基準**により適用していること。

## 【大分県リサイクル認定商品認定基準】

1	大分県グリーン購入推進条例に認定された認定登録のうち、リサイクル製品(紙類、文具類、オフィス機器類、総合・作業服、インテリア・装飾関連、作業手袋、その他の総務製品) ※詳しくは <a href="http://www.pref.oita.lg.jp/green/green/green.html">http://www.pref.oita.lg.jp/green/green/green.html</a> をご確認ください。
2	廃プラスチック再生型
3	廃木材等を使用した木造床
4	再生材料を使用したタイル・プロダクト・レンガ
5	再生鋼管
6	再生繊維
7	肥料
8	その他上記以外のもの(原則としてエコマーク認定制度の認定を受けたもの)



## 【大分県リサイクル認定商品認定基準】

基準	第一	第二	第三
新規生産への認定登録	既存機器を改修したもの ア) 制御装置(ヒート・ポンプ)、駆動機器類等として認定していること。 イ) 駆動機器等(サスペンション等)に付けて「土壤の汚染に有効な技術」に認める技術を有していること。 ※詳しくは <a href="http://www.pref.oita.lg.jp/green/green/green.html">http://www.pref.oita.lg.jp/green/green/green.html</a> をご確認ください。 また、新規生産に付けて新規機器のうち、ヒートポンプ等を除く、駆動機器等(サスペンション等)に付けて「土壤に寄与する技術」を認定している場合、これらに該当しない場合は、 ア) 「新規に寄与する技術」を認定していること。 イ) 「既存機器を改修したもの」	既存機器を改修したもの ア) 制御装置(ヒート・ポンプ)、駆動機器類等として認定していること。 イ) 駆動機器等(サスペンション等)に付けて「土壤の汚染に有効な技術」に認める技術を有していること。 ※詳しくは <a href="http://www.pref.oita.lg.jp/green/green/green.html">http://www.pref.oita.lg.jp/green/green/green.html</a> をご確認ください。 また、新規生産に付けて新規機器のうち、ヒートポンプ等を除く、駆動機器等(サスペンション等)に付けて「土壤に寄与する技術」を認定している場合、これらに該当しない場合は、 ア) 「新規に寄与する技術」を認定していること。 イ) 「既存機器を改修したもの」	既存機器を改修したもの ア) 制御装置(ヒート・ポンプ)、駆動機器類等として認定していること。 イ) 駆動機器等(サスペンション等)に付けて「土壤の汚染に有効な技術」に認める技術を有していること。 ※詳しくは <a href="http://www.pref.oita.lg.jp/green/green/green.html">http://www.pref.oita.lg.jp/green/green/green.html</a> をご確認ください。 また、新規生産に付けて新規機器のうち、ヒートポンプ等を除く、駆動機器等(サスペンション等)に付けて「土壤に寄与する技術」を認定している場合、これらに該当しない場合は、 ア) 「新規に寄与する技術」を認定していること。 イ) 「既存機器を改修したもの」
既存機器への認定登録	既存機器を改修したもの ア) 制御装置(ヒート・ポンプ)、駆動機器類等として認定していること。 イ) 駆動機器等(サスペンション等)に付けて「土壤の汚染に有効な技術」に認める技術を有していること。 ※詳しくは <a href="http://www.pref.oita.lg.jp/green/green/green.html">http://www.pref.oita.lg.jp/green/green/green.html</a> をご確認ください。 また、新規生産に付けて新規機器のうち、ヒートポンプ等を除く、駆動機器等(サスペンション等)に付けて「土壤に寄与する技術」を認定している場合、これらに該当しない場合は、 ア) 「新規に寄与する技術」を認定していること。 イ) 「既存機器を改修したもの」	既存機器を改修したもの ア) 制御装置(ヒート・ポンプ)、駆動機器類等として認定していること。 イ) 駆動機器等(サスペンション等)に付けて「土壤の汚染に有効な技術」に認める技術を有していること。 ※詳しくは <a href="http://www.pref.oita.lg.jp/green/green/green.html">http://www.pref.oita.lg.jp/green/green/green.html</a> をご確認ください。 また、新規生産に付けて新規機器のうち、ヒートポンプ等を除く、駆動機器等(サスペンション等)に付けて「土壤に寄与する技術」を認定している場合、これらに該当しない場合は、 ア) 「新規に寄与する技術」を認定していること。 イ) 「既存機器を改修したもの」	既存機器を改修したもの ア) 制御装置(ヒート・ポンプ)、駆動機器類等として認定していること。 イ) 駆動機器等(サスペンション等)に付けて「土壤の汚染に有効な技術」に認める技術を有していること。 ※詳しくは <a href="http://www.pref.oita.lg.jp/green/green/green.html">http://www.pref.oita.lg.jp/green/green/green.html</a> をご確認ください。 また、新規生産に付けて新規機器のうち、ヒートポンプ等を除く、駆動機器等(サスペンション等)に付けて「土壤に寄与する技術」を認定している場合、これらに該当しない場合は、 ア) 「新規に寄与する技術」を認定していること。 イ) 「既存機器を改修したもの」

※上記登録基準に該当しない場合は、新規機器登録の手続を行って下さい。